

関係機関との協議結果（１－（１）－⑩）

小山市 関係各課

指導事項等	処理・対応
【総合政策課】 指導事項なし	【総合政策課】 —
【田園環境都市推進課】 指導事項なし	【田園環境都市推進課】 —
【行政総務課】 指導事項なし	【行政総務課】 —
【市民生活安心課】 ・交通事故防止対策には十分に配慮してください。 ・付近道路等において、自転車の駐輪をさせないよう対策をお願いします。 ・児童生徒の通学路になっている場合、児童生徒の安全な登下校を確保してください。	【市民生活安心課】 ・施設を原因とする交通事故が発生しないよう対策に努めます。 ・付近道路等に違法駐輪がおきないように適宜対策に努めます。 ・児童生徒の登下校の安全確保に努めます。
【小山市環境課】 【環境保全係】 ・店舗新設時に騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の７日前までに届出が必要です。 ・室外機の送風機の定格出力が 7.5kW 以上のものを設置する場合は、騒音規制法に基づく特定施設に該当するため、特定施設設置工事の 30 日前に届出が必要です。 ・届出概要記載のとおり、荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めてください。 ・周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応してください。 【資源循環推進係】 ・一般廃棄物の「もやししかないごみ」（可燃系廃棄物）については、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し、小山市が許可した収集運搬業者に引き渡すこと。	【小山市環境課】 【環境保全係】 ・騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、特定建設作業の開始の７日前までに届出します。 ・室外機の送風機の定格出力が 7.5kW 以上のものを設置する場合は、特定施設設置工事の 30 日前に届出します。 ・荷さばき時の騒音等に十分に注意し、周辺の生活環境を損なうことのないよう静穏の保持に努めます。 ・万が一、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合には、誠意をもって対応します。 【資源循環推進係】 ・一般廃棄物の「もやししかないごみ」（可燃系廃棄物）については、小山広域保健衛生組合の指定ごみ袋を使用し、小山市が許可した収集運搬業者に委託します。 ・廃棄物と資源の分別を行い、再生利用及び

・廃棄物と資源の分別を行い、再生利用及び再資源化に努めること。	再資源化に努めます。
【福祉総務課】 指導事項なし	【福祉総務課】 —
【農政課】 指導事項なし	【農政課】 —
【治水対策課】 指導事項なし	【治水対策課】 —
【道路課】 ・工事に伴い、市道及び法定外道路に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出のうえ、指示を受けたのち、直ちに原形復旧をしてください。 ・事業を実施する場合は、道路の清掃は随時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮願います。 ・市道及び赤道や水路等の法定外公共物が隣接している場合は、越境することのないよう注意願います。また、必要に応じて本市への境界立会申請をご検討ください。 ・赤道や水路等の法定外公共物を占用する場合、法定外公共物管理条例に基づく申請を要します。 ・乗入れや舗装等、法定外公共物を工事する際は、法定外公共物工事申請を要します。 ・開発行為により道路を構築する場合、都市計画法 32 条に伴う協議を要します。 ・事業実施に伴い道路を破損又は汚損した場合は、修繕又は清掃対応を実施してください。	【道路課】 ・工事に伴い、市道及び法定外道路に破損が生じた場合は、速やかに道路管理者に届出のうえ、指示を受けたのち、直ちに原形復旧に努めます。 ・道路の清掃は随時実施し、地域住民の迷惑にならないよう十分に配慮します。 ・市道及び赤道や水路等の法定外公共物が隣接している場合は、越境することのないよう注意します。また、必要に応じて市への境界立会申請を検討します。 ・赤道や水路等の法定外公共物を占用する場合、法定外公共物管理条例に基づく申請をします。 ・乗入れや舗装等、法定外公共物を工事する際は、法定外公共物工事申請をします。 ・開発行為により道路を構築する場合、都市計画法 32 条に伴う協議をします。 ・事業実施に伴い道路を破損又は汚損した場合は、修繕又は清掃対応を実施します。
【都市政策課】 【都市計画係】 ・景観法第 16 条第 1 項に基づく届出 建築面積 1000 m²又は 4 階又は 12m を超える場合は景観法の届出が必要です。届出から 30 日以内は着工ができませんのでご注意ください。	【都市政策課】 【都市計画係】 ・景観法に基づく届出について 建築面積 1000 m²又は 4 階又は 12m を超える場合は、着工から 30 日前までに景観法の届出をします。

・駐車場法第 11 条により、駐車区画線内が 500 m²以上の場合は政令で定める技術的基準を満たす必要があります。 ※上記の路外駐車場で駐車料金を徴収する場合は駐車場法第 12 条にもとづく届出が必要です。 【開発指導係】 ・市街化区域において、建築行為を目的とした 1000 m²を超える区画形質の変更が生じた場合は、都市計画法第 33 条技術基準に適合させ、同法第 29 条第 1 項の許可を要します。 ・10000 m²以上の開発行為を行う場合は、小山市宅地開発指導要綱第 5 条に基づく事前協議を要します。 ・小山市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成規制区域に指定されているため、栃木県都市政策課との協議を要します。 ・屋外広告物を掲出する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づく許可を要します。 ・系統用蓄電池を設置する場合は、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含むものについては、同号に基づき、危険物の貯蔵に供する工作物として、都市計画法第 4 条第 11 項に規定する第一種特定工作物に該当するため、都市計画法第 33 条技術基準に適合させ、同法第 29 条第 1 項の許可を要します。	・駐車場法第 11 条で定める技術的基準を満たした駐車場とします。また、駐車料金を徴収する場合は駐車場法第 12 条にもとづく届出をします。 【開発指導係】 ・建築行為を目的とした 1000 m²を超える区画形質の変更が生じた場合は、都市計画法第 33 条技術基準に適合させ、同法第 29 条第 1 項の許可申請します。 ・10000 m²以上の開発行為を行う場合は、小山市宅地開発指導要綱第 5 条に基づく事前協議をします。 ・宅地造成及び特定盛土等規制法について、栃木県都市政策課と協議をします。 ・屋外広告物を掲出する場合は、栃木県屋外広告物条例に基づく許可を申請します。 ・系統用蓄電池を設置する場合は、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に該当しないものであって、都市計画法施行令第 1 条第 1 項第 3 号に規定する危険物を含むものについては、同号に基づき、都市計画法第 33 条技術基準に適合させ、同法第 29 条第 1 項の許可申請をします。
【建築指導課】 指導事項なし	【建築指導課】 —

【消防本部 消防総務課】 ・消防法第8条に基づく防火管理者の選任等について、遅滞なく手続きを進めるようお願いいたします。	【消防本部 消防総務課】 ・消防法第8条に基づく防火管理者の選任等について、遅滞なく手続きをします
【教育委員会 こども未来部 こども政策課】 指導事項なし	【教育委員会 こども未来部 こども政策課】 —
【教育委員会 こども未来部 青少年支援課】 指導事項なし	【教育委員会 こども未来部 青少年支援課】 —
【教育委員会 こども未来部 学校支援課】 指導事項なし	【教育委員会 こども未来部 学校支援課】 —
【教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課】 ・当該地は外城遺跡地内ですが、既に発掘調査が行われていることから文化財課との協議は不要です。ただし、工事に際して埋蔵物や遺構が発見された場合は、直ちに工事を中止し、小山市文化財課と埋蔵文化財の取り扱いに関する協議を実施してくださいようお願いいたします。	【教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課】 ・工事に際して埋蔵物や遺構が発見された場合は、直ちに工事を中止し、小山市文化財課と埋蔵文化財の取り扱いに関する協議を実施します
【産業観光部 商業観光課】 指導事項なし	【産業観光部 商業観光課】 —

指導事項等	処理・対応
【総合政策課】 指導事項なし	【総合政策課】 —
【県民協働推進課】 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	【県民協働推進課】 ・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようにします。 ・図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しません。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行います。
【環境保全課】 ・3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する小山環境管理事務所環境対策課（0285-22-4309）と協議してください。 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要）	【環境保全課】 ・3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、所管する小山環境管理事務所環境対策課と協議を行い、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出を提出します。 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行います。
【資源循環推進課】 ・栃木県では令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする栃木県環境総合計画を策定し、循環型社会の形成に向け、あらゆる主体において資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミーへの移行を推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解	【資源循環推進課】 ・栃木県環境総合計画の趣旨を理解し、エコマーク認定商品等の取扱い拡充や、梱包材のリサイクル等、循環型社会の形成に資する取組について、協力します。

いただき、エコマーク認定商品等の取扱い拡充や、梱包材のリサイクル等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
【交通政策課】 ・出入口No.1、出入口No.2について左折入出庫となる誘導対策をお願いします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	【交通政策課】 ・出入口No.1、出入口No.2について左折入出庫となる誘導対策をいたします。 ・店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をいたします。
【道路整備課】 ・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	【道路整備課】 —
【道路保全課】 ・県管理道路との接道がないことから、意見なし。	【道路保全課】 —
【上下水道課】 ・汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市担当課と協議してください。	【上下水道課】 ・汚水排水計画及び雨水排水計画については、小山市担当課と協議します。
【都市政策課】 <景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市政策課と協議してください。 ・小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市政策課と協議してください。 （協議先：小山市都市政策課 0285-22-9203） <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可等の要否について、小山市都市政策課と協議してください。 （協議先：小山市都市政策課 0285-22-9234）	【道路保全課】 <景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、小山市都市政策課と協議いたします。 ・小山市景観計画に基づく行為の届出の要否について、小山市都市政策課と協議いたします。 <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可等の要否について、小山市都市政策課と協議いたします。

<計画担当> ・当該地は都市計画道路 3・4・2 号間々田小金井線が都市計画決定されていますので、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について小山市都市政策課と協議してください。 (協議先：小山市都市政策課 0285-22-9203) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、小山市都市政策課と協議してください。 (協議先：小山市都市政策課 0285-22-9203) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先：小山市都市政策課 0285-22-9203) <盛土安全推進班> ・意見なし	<計画担当> ・都市計画法第 53 条に基づく建築の許可について小山市都市政策課と協議いたします。 ・駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務について、小山市都市政策課と協議いたします。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めます。 <盛土安全推進班> —
【都市整備課】 指導事項なし	【都市整備課】 —
【建築指導課】 ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市整備部建築指導課（TEL：0285-22-9233）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	【建築指導課】 ・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、小山市都市整備部建築指導課と協議いたします。

【警察本部 交通規制課】 ・令和８年５月２５日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	【警察本部 交通規制課】 ・今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。
【経営支援課】 指導事項なし	【経営支援課】 —